

蒲郡市船底塗装推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 蒲郡市船底塗装推進事業費補助金（以下「補助金」という。）は、漁業における省エネルギー対策を推進するため、漁業協同組合が燃油削減を目的とした漁業者による船底塗装等の取組を推進し、経営改善の指導をする事業に対して予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱で必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この補助金の交付対象者は、市内に住所を有する漁業者又は漁業協同組合の組合員とする。

(交付対象要件)

第3条 漁業協同組合の組合員が使用者である漁船を交付対象とし、1隻当たり1回に限り船底塗装に係る費用の補助をする。

(補助金の額)

第4条 この補助金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) 5トン未満の漁船は、1隻当たり2万円とする。
- (2) 5トン以上10トン未満の漁船は、1隻当たり4万円とする。
- (3) 10トン以上の漁船は、1隻当たり6万円とする。
- (4) 5トン未満の船外機船は、1隻当たり1万円とする。

(交付の手續)

第5条 補助金の交付を申請しようとする交付対象者は、蒲郡市船底塗装推進事業費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による交付申請書の提出期限は、別に定める期日までとする。
- 3 交付対象者は、補助金の交付に係る手續及び補助金の受領を漁業協同組合に委任することができる。この場合において、委任を受けた者が前項の申請を行うときは、蒲郡市船底塗装推進事業費補助金交付手續及び補助金受領に係る委任状（第2号様式）を交付申請書に添付しなければならない。
- 4 交付対象者は、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに

係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する修繕費に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該補助金の額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認められた者について、補助金の交付決定をするものとする。

2 前項の規定により、補助金の交付決定をしたときは、補助金の交付を申請した交付対象者に蒲郡市船底塗装推進事業費補助金交付決定通知書（第3号様式）により、その決定内容を通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 前条第2項の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が規則第8条に規定する申請の取下げをする場合は、交付決定の通知を受けた日から7日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

（計画変更の承認）

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ蒲郡市船底塗装推進事業費補助金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定内容を変更し、又は条件を付し、蒲郡市船底塗装推進事業費補助金変更決定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を得なければならない。

（事業遅延の報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合はその理由、又は補助事業の遂行が困難となった場合はその理由及び

遂行状況を記載した書類を市長に提出して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、蒲郡市船底塗装推進事業実績報告書（第6号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する市長が必要と認める書類については、別に定めるものとする。

3 第1項に定める実績報告書の提出期限は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。以下同じ。）の日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までとする。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告があったときは、内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、蒲郡市船底塗装推進事業費補助金確定通知書(第7号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を前金払により交付することができる。

(帳簿等備付)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。